

厚労省による歯科用貴金属材料の保険告示価格の改定は、診療報酬改定に合わせて実施する「基準材料価格改定」(基準

改定)と、診療報酬改定後6カ月以内に1回の見直しを実施する「随時改定」の2種類がある。それぞれ改定方法が異なるが、市場価格が十分に反映さ

れない仕組みになっている。調査後に高騰逆ザヤ生じる

たって「特定保険医療材料価格調査」を実施し、改定の基礎資料にしている。歯科用貴金属の場合、各合金の市場価格は改定前年の9月の1カ月間を調査する。その後10

の乖離率しか調査結果を報告しておらず、個別材料の市場価格や乖離率は明らかにしていない。全国保険医団体連合会が調査資料の開示を求めたところ、同省は「被調査者の秘密保護」を理由に非公開とした。その後

第8回会 診療報酬の改善へ
第8理事 署名目標達成に全力
第8回理事会を9日開き、「保険でより良い歯科医療の実現を求める」署名の推進、歯科診療報酬の改善、保団連大会代表の選出などを討議。台風19号接近のため中止した第7回理事会の提案事項を承認した。

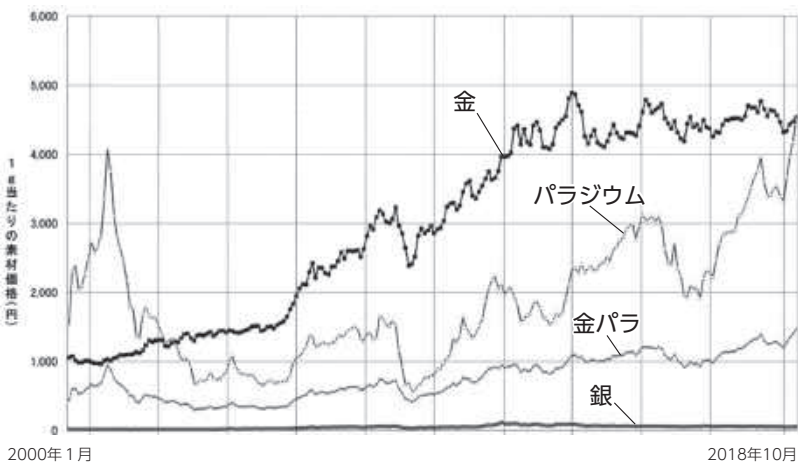
伝に取り組みなど、理事を先頭に現在、大阪連絡会で3万筆超を集約。28日の提出集会に向けて、目標達成に全力をあげることを確認した。診療報酬の改善では、10%の引き上げなどを求める会員署名も請願署名と合わせて取り組みを強化することを確認した。

なるほど! 医療広告規制
患者の体験談

基準改定 2年に1回 実態の反映も不透明

金、パラ
高騰
を考える
②

歯科用貴金属素材価格の変動推移



改定の実施までの間に金パラの高騰が続けば、告示価格への反映は追いつかなくなる。また、改定後に値上がりした場合は必然的に逆ザヤが生じる。

価格を決める 資料が非公開

そもそも基準改定の告示価格は適正なのか。同省は改定を議論する中央社会保険医療協議会に告示価格と市場価格の全体

2年に1回の基準改定では金パラの価格変動に臨機応変に対応できない。その問題を解決しようと保団連などの要望で2000年に導入されたのが随時改定だ。次回は随時改定の問題点を解説する。(つづく)



「保険で良い歯科医療を」請願署名は、街頭宣

会務運営では、来年1月に開かれる保団連第49回定期大会の成功に向けて、戸井・矢部各副理事長、平尾・玉川各理事を代表として選出した。理事会前には、難波・高島屋前で街頭宣伝に取り組み、参加した理事らは署名の協力を訴えた(写真)。

春
夏
秋
冬

妊産婦医療助成

妊婦歯科健診で治療の必要があったにもかかわらず、受診に訪れない妊婦がいる。協会の調査で4割の会員がそう答えた。未受診の原因は明らかではないが、医療費の3割負担が重荷になっていることは想像に難くない。全ての妊産婦が経

済的な不安なく受診するために、妊産婦医療費助成制度の創設が求められている。同制度は妊産婦が内科や歯科などを受診した際、医療費を補助する制度だ。岩手・茨城・栃木・富山の4県や一部の市町村が独自に制度化しており、窓口負担は「無料」や「500円」などで受診できるようになっている。妊娠中の健康管理の重要性は言うまでもない。しかし、貧困と格差

国を挙げて制度創設を

スクを高めることも報告されている。妊産婦期を健康に過ごすためには疾病の早期発見・早期治療と継続的な通院は欠かせない。

安がある」と答えた人は15・7%に上った。年齢が若いほど割合は高くなり、20・24歳では25・0%、19歳以下では33・3%だった。国会では18年末に成

育基本法が全会一致で可決された。「妊産婦らに」必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進すること」とし、国と都道府県の責

婦が安心して受診できる環境をつくるために医療・歯科への加算は当然だが、患者負担につながらない仕組みが求められる。協会は全ての妊産婦が必要な治療を受けられるよう医療費助成制度の創設を求める請願署名に取り組んでいる。署名を力に大阪府と国に働きかける。政府は成育基本法の理念を実現するためにも、国を挙げて同制度の創設に取り組まなければならない。

感動します! プレミアム試飲販売会 お気軽に
ご参加ください

大人気 日本酒コーナー
ソムリエと選べる ワインコーナー
いまや世界的人気で 入手困難な「カバラン」 ウイスキー
ウェルカムシャンパン 来場者全員に サービス

日時:12月1日(日)10~17時 場所:M&Dホール 大阪市浪速区幸町1-2-34 担当:協同組合 新飯田 06-6568-2741

「痛くない治療」のような科学的根拠がなく虚偽広告や誇大広告のおそれがある表現は広告できない。下の例では、「歯を削らない治療」との表現は掲載可能だが、「痛くない治療」は違反となる。また、「満足度99%!」については、裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。

違反例⑦

痛くない治療



患者の主観・伝聞に基づく治療内容や効果に関する体験談は広告できない。治療の効果は個々の患者の状態などにより結果が異なるものであり、誤認を与えるおそれがあることから違反となる。ただし、「優しい先生でした」「院内は明るい雰囲気です」のように治療内容や効果以外の体験談はウェブサイトに掲載できる。

違反例⑥

患者の体験談



保険医花子様(22歳)

小学生の頃から歯並びにコンプレックスがあり、人前で笑うことが苦手でした。矯正治療を受けて歯並びがキレイになり、本当に良かったと思います。